

北海道教育委員会会議審議概要（令和5年第11回）

1 公開案件の審議

(1) 報告1 北海道教科用図書選定審議会からの答申について

ア 説明員 遠藤義務教育課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【遠藤義務教育課長】

本年4月13日の教育委員会で御審議いただき、北海道教科用図書選定審議会に諮問した事項のうち、6月7日に審議会会長から「採択参考資料」について答申がありましたので、報告します。

資料は、報告1と左上に記載しているものの1ページからになります。「採択参考資料」は法令により、都道府県教育委員会が審議会から意見を聴いた上で、市町村教育委員会などの採択権者に通知すると定められており、採択権者は、参考資料に基づき、独自に教科書の調査・研究を行い、使用する教科書を決定します。

それでは、資料の2ページと3ページにある答申書の写しについて説明します。3ページを御覧ください。6行目にあるとおり、北海道教育委員会が示す採択参考資料は、4ページから200ページまでの別添1が令和6年度（2024年度）から使用する小学校用教科用図書採択参考資料、201ページから275ページまでの別添2が令和6年度（2024年度）使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料となっています。

次に、右下に4ページと記載している別添1を御覧ください。別添1は、小学校用教科用図書採択参考資料になります。今年度採択され、令和6年度（2024年度）から使用する小学校用教科用図書については、発行者から北海道教育委員会に送付された教科書見本について調査研究が行われ、各教科書の特徴や客観的な数値データなどが示されています。

具体的に国語を例に説明します。右下に10ページと記載している様式1を御覧ください。上段には、学習指導要領に示されている「教科の目

標」、下段には「学年、領域等の目標など」を記述しています。

続いて、11ページの様式2を御覧ください。発行者ごとに全ての学年をまとめて、11ページのように「取扱内容、内容の構成・排列」、12ページのように「使用上の配慮等」、「その他」に分けて記述しています。

17ページの様式3を御覧ください。上段の囲みでは、調査研究の内容をより客観的に調査するための「調査研究の対象とした事項」を記述しています。

続いて、18ページの様式4を御覧ください。様式4は、様式3の具体的な調査項目に基づき、数値化したデータをまとめた表となっています。調査項目③の「北海道とかかわりのある内容を取り上げている教材数」の具体的な内容については、19ページから20ページまで様式5に一覧表としてまとめています。

次に、201ページの別添2を御覧ください。小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択参考資料です。

205ページを御覧ください。これらの教科用図書は、各教科の内容との関連性を考慮し、採択する際の目安となるように教科別に排列しています。また、教科用図書1冊ごとに、「取扱内容」、「内容の程度・排列・分量等」、「使用上の配慮等」の順で特徴を記述しています。その右側には「障がいの種類」に対応する障害種を、さらに右側の「発達の段階」には対応する発達の段階を示しており、「発達の段階」に応じて、「A」の話し言葉をもたない程度から「C」の簡単な読み書きは可能な程度までとなっています。

備考には、図書の大きさ、ページ数、素材、発行年を記述しています。以上が、採択参考資料の概要です。

今後、この答申に基づき、道教委として採択参考資料を決定し、採択権者である市町村教育委員会、国立及び私立の義務教育諸学校長に通知し、採択が適正かつ公正に行われるよう、指導、助言に努めていきます。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

どの教科も「その他」のところで、「デジタル教科書の発行が予定されている」という記載になっています。英語に関しては、デジタル教科書が導入されると聞いていますが、どのような形になるのでしょうか。

【遠藤義務教育課長】

英語については、全ての小学校に来年の4月から入ることになっています。

【川端委員】

紙との併用でしょうか。それともデジタルだけなのでしょうか。

【遠藤義務教育課長】

紙とデジタルの併用になります。

【川端委員】

できれば、最初の段階から、デジタル教科書と紙の教科書の使用率を調べていただきたいと思っています。

教科書が重たいと言われている中、両方をどのように活用しているのか実態を把握することは、他の教科でデジタル教科書が導入されたときの活用方法の参考になると思いますので、お願いします。

【遠藤義務教育課長】

活用の状況については、使う頻度、時間、様々な観点があると思います。実際に来年の4月から小学校で外国語のデジタル教科書が使用されることになりますので、どのように子供たちが使い、そして授業の中で使っているのかということについて、指導主事の学校訪問等で把握していく必要があると考えています。

【大鐘委員】

答申書の参考資料ですが、8ページの様式2に調査研究の観点が記載されています。それに対応する形で教科ごとに非常に簡潔に分かりやすく整理されていて、大変理解しやすい資料であると感じました。

質問ですが、様式2の調査の観点で、基本的な枠組みは学習指導要領が出発点になりますので、それに規定されることになるとは思いますが、特に2つ目の「使用上の配慮等」について」の(1)児童の学習意欲

を高めるよう工夫されているか、(2) 主体的に学習に取り組めるよう工夫されているか、という調査研究の観点は、どういう経緯で設定されているのでしょうか。

【遠藤義務教育課長】

学習指導要領で重要視されている事項を踏まえて作っています。今回、新しい学習指導要領になってから2回目ですので、前回の項目等を参考にしながら、続けて今回は設定しています。

【大鐘委員】

先ほど申し上げたように、学習指導要領が方向を決めていくことになると思いますが、学習指導要領は、それぞれの時代性を帯びているので、今後、この辺りの観点を吟味して、その都度、どういう観点にしていくかということが出発点になるのではないかと思います。例えば、ICTの要素が入ってくるといったこともあり得るのではないかと思います。

それから、17ページの様式3ですが、「調査研究の対象とした事項」の③に北海道とかかわりのある内容を取り上げています。北海道ならではの1つの観点として、詳細に教科ごとに整理されているのは、非常に良い形ではないかと思いました。どのような時代になろうともこれは是非継続していただきたいと思います。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(2) 報告 2 令和5年度北海道学校給食功績者表彰について

ア 説明員 今村健康・体育課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【今村健康・体育課長】

この表彰は、昭和56年度（1981年度）から毎年度、学校給食の普及充実や食育の推進に特に功績のあった方を表彰しているものです。

本年度は、資料の2ページ、3ページにあるように、道立学校及び市町村教育委員会から、調理員2名、栄養教諭4名、計6名の推薦がありました。実績について審査を行った結果、全て学校給食を活用した食育の充実に功績のあった者と認められ、6名全員を表彰することとしたので、報告します。

被表彰者の実績については、右側の欄にあるように、調理場の衛生管理等を徹底した安全・安心な学校給食の提供、研修会の講師を務めるなど後進の指導・育成への貢献をはじめ、地域の生産者や有識者と連携し、地場産物を活用したふるさと給食の新メニューの開発、献立開発者と生徒との「給食交流会」の実施、これは2ページの宇都宮さんです。また、3ページの谷村さんのように、地域施設を活用した探検ツアー開催による地域への食についての発信や教職員への食育に関する支援活動など、それぞれ優れた実践を積み重ねています。

なお、表彰式については、7月28日に釧路市で開催される第64回北海道学校給食研究大会において行う予定としています。

以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【渡辺委員】

学校内だけではなく、地域において様々な工夫を積み重ねてきた方々ばかりで頭が下がる思いです。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(3) 報告 3 公立高等学校配置計画案（令和 6 年度（2024年度）～令和 8 年度（2026年度））について

ア 説明員 手塚高校教育課担当課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【手塚高校教育課担当課長】

令和 6 年度（2024年度）から 8 年度（2026年度）までの高校配置計画案について、前回の教育委員会において検討状況を報告し、その後、6 月 6 日に計画案を決定し、同日の文教委員会に報告しました。本日は、改めて、資料 6-1 により、主な点について説明します。

まず、1 と 2 については、決定済みの計画の変更について記載しています。1 の令和 6 年度（2024年度）は、国の普通科改革を踏まえ、普通科新学科を設置する大樹高校及び鉏路湖陵高校について、検討中としていた小学科を「地域探究科」と「文理探究科」とし、併せて、鉏路湖陵高校の理数科を「理数探究科」に転換します。

次に、2 の令和 7 年度（2025年度）は、1 学級減とする学科を検討中としていた深川東高校は、総合ビジネス科を減じ、室蘭工業高校は、建築科及び環境土木科の 2 学科を「建設科」の 1 学科に転換します。また、同じく検討中としていた岩見沢東高校と岩見沢西高校、富良野高校と富良野緑峰高校の再編統合による新設校の学科については、生徒の進路動向や学校・学科の配置状況、地域の要望などを勘案し、岩見沢市内新設校は、普通科新学科 2 学級と普通科 4 学級、富良野市内新設校は、普通科 3 学級、工業科 1 学級、農業科 1 学級とします。加えて、岩見沢市内新設校については、生徒の多様な興味・関心や進路希望等に応じた主体的な学習が可能となるよう単位制を導入しますが、普通科新学科の名称や富良野市内新設校の小学科は、引き続き検討します。なお、計画の変更にあたらないため概要版には記載していませんが、令和 6 年度（2024年度）の留辺蘂高校、令和 7 年度（2025年度）の穂別高校の募集停止については、計画に変更はありません。

次に、3 の新たに計画を策定する令和 8 年度（2026年度）について、

中卒者数見込みや生徒の進路動向などを勘案し、函館水産高校を1学級減とするとともに、奈井江商業高校については、第1学年の在籍者数が3年連続20人未満となり、中卒者数の状況や地元進学率などを勘案し、今後も生徒数の増加が見込まれないことから、募集停止とします。

次に、定時制の町立ニセコ高校については、設置者である町の決定により、農業科を総合学科に転換します。

資料6-2ですが、配置計画案全体や学区ごとの計画案などを掲載しています。また、今年度の入学者選抜において、第2次募集後に学級減となった学校の来年度の募集学級数は、計画決定時に公表することとしています。

最後に、今後の予定ですが、道議会で議論いただくほか、来月には、第2回の地域別検討協議会において意見聴取を行い、更に検討を進め、9月には成案を得たいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【大鐘委員】

配置計画というのは、今後の高校教育の在り方といった全体的な観点からのデザインになるのではないかと思います。特に、学びの質を向上させて、学力をつけて、人材を育成していくという方向がより強く求められていると感じています。

教育課程の中では、探究的な学びをどのようにして実現していくかということが大きな課題だと思っています。その点については、職業学科も普通科も同じではないかと思いますが、職業学科の方が一步リードしていると理解しているところです。そうした背景の中で、普通科新学科というものが、今後、広がっていくのではないかと理解をしています。

普通科の在り方が全国的に問われていて、特に、今回、資料6-1の1番の記述の中で、大樹高校と釧路湖陵高校が学科転換し、これまで普通科と言ってきたものが、普通科という大学科と、その中の小学科とい

う 2 段階になっており、普通科の多様化が図られる方向が明らかに示されたと理解しています。

この記載の仕方ですが、大樹高校は学科転科前が普通科、学科転換後が地域探究科と書いてあります。厳密にいうと、学科転換後は、普通科の中の地域探究科という理解でよろしいですね。

【手塚高校教育課担当課長】

そのとおりです。

【大鐘委員】

釧路湖陵高校は、普通科の中の文理探究科ということですね。

それから 2 番の中段、岩見沢東高校と岩見沢西高校の再編統合では、普通科新学科が二つできて、普通科の中の普通科が 4 学級そのまま残る形です。

少し複雑になりますが、こうした普通科の多様化は、普通科の魅力化につながる改革であると思っていますので、今後の動向を注視していきたいと思います。

特に、この普通科新学科については、大樹高校のような 1 間口の学校でも十分可能だということです。1 間口の学校が、新学科の中で地学協働し、学びの質を高めていくということは、注目すべき取組だと思しますので、バックアップ、支援をお願いします。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(4) 報告 4 令和 6 年度（2024年度）公立特別支援学校配置計画案について

ア 説明員 手塚高校教育課担当課長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【手塚高校教育課担当課長】

令和 6 年度（2024年度）公立特別支援学校配置計画案の策定については、前回の教育委員会において、先ほどの高校配置計画と同じく検討状況を報告し、その後、6月6日に文教委員会に報告しました。本日は、改めて、通し番号 2 ページの資料 7-1 の概要版により、主な点について説明します。

「1」の令和 6 年度公立特別支援学校配置計画案についてのうち、本科についてですが、「視覚障害」と「聴覚障害」は、今年度と同数を予定しています。

次に、その下の「知的障害」のうち、「職業学科等」は、札幌あいの里高等支援学校など 3 校で学級減、また、「職業学科等以外」は、夕張高等養護学校など 11 校で学級の増減を行い、知的障害の合計では、2 学級 16 人の減を予定しています。その下の「肢体不自由」は、手稲養護学校など 5 校で学級の増減を行い、4 学級 12 人の減、更にその下の「病弱」は、今年度と同数を予定しています。

特別支援学校全体では、本科は、今年度から 6 学級 28 人減の 266 学級 1,678 人、その下の専攻科は、今年度と同数の 4 学級 32 人を予定しています。

次に、「2」の知的障害特別支援学校高等部（職業学科等）の配置の見通しについては、令和 7 年度（2025年度）に、道北圏で 2 学級相当の学級増、令和 8 年度（2026年度）に道央圏で 7 学級相当の学級増が必要と見込んでいます。なお、3 ページ以降の資料 7-2 の計画案本体には、学校・学科ごとの学級数などを掲載しています。

最後に、今後の予定ですが、今後、道議会で御議論いただくなど、更に検討を進め、9 月には成案を得たいと考えています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【川端委員】

特別支援学校の入学者が、ある時期から横ばいになっているという表現をされていますが、支援を受けるために必要な登録ができていない生徒が一定数いると思います。また、特別支援学校に行かない子供たちも一定数いると思いますので、数字が横ばいになっているということだけではなく、色々な学びの場で情報を共有しながら、生徒たちを見ていてほしいと思っています。

【大鐘委員】

今、川端委員がおっしゃったことにつながるのですが、特別支援学校に通う知的障害の子供の減少というのは、昨年辺りから出てきたということです。その背景には、今年度の特別支援教育に関する指針の最初に「多様な学びの場の充実」とうたわれていて、障害をもっている子供がいろいろなところで学べるように、その場を充実させていくという方向が示されていますので、それが特別支援学校に通う子供が減少していることの一因ではないかと考えられるところです。

学びの場の多様化が、選択の多様化につながっていると考えると、専門性をそれぞれの場で高めていくことが必要であると同時に、それぞれの学びの場の特色・目的・目標・成果を含めて、どういうところに違いがあるのかということも全体的な観点から整理していく必要があると考えます。

そういう点では、校種間の連携や進路相談などを一層充実させていく必要があると思いますので、そうした全体的な視点をもって、今後、計画案を作っていく必要があるのではないかと感じました。

【清水委員】

私も大鐘委員と全く同感です。知的障害を中心に見ますと、横ばいから若干の減少傾向ということですが、この数字をどう読むのか、どう評価するのかということに関心があります。

いろいろな見方があるのだと思います。今、御指摘がありましたよう

に、学びの場が多様化している、いろいろな選択肢が与えられてきている、それで、それぞれの子供たちが主体的な選択をしているというようにみれば、積極的な評価ということになるでしょうし、選択が主体的になっているかどうかという観点から、十分な情報提供がなされているのかということもあるかと思えます。

他方、インクルーシブとか、相互交流的な教育が非常に充実してきているということで、特別支援学校以外の学校を選択する方もいるでしょうし、また、漏れてしまっているというお子さんもいるのでしょから、この数字をどう考えるべきなのか、どう見ていくのかという辺りも、今後、幅広く調査・検討していくと良いのではないかと思いました。

【渡辺委員】

今、清水委員から学び方の多様化という話がありました。配置計画からは話がずれてしまうのですが、そういったところを突き詰めていくと、今度は教え方の多様化ということになっていくのだろうと思えます。

それこそ時代は急速に電子化しているであるとか、そういったことも含めて教え方が多様化するとともに、特別支援学校の在り方が徐々に変化しなければいけないのではないか、あるいは、そうせざるを得ない状況になっていくのではないかと思えます。

この方針の立て方については、これからいろいろな変化や改善があると思えますが、根本的には、子供たちが何を受け取るかということが大事であると思えますので、その観点を大事にして、今後も計画を立てていただければと考えます。

【倉本教育長】

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

【倉本教育長】

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。